

---

# 情緒障害児等支援対策に関する提言書

— 仕事と家庭、療育と教育の両立に向けて —

---

令和6年4月

放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員会

## はじめに

2014年（平成26年）に批准・発効された「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人が、障害のない人と平等に人権を保障され、豊かに生きることができる社会を実現するために、特に教育分野においては、障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず、参加を保障される教育、いわゆる「インクルーシブ教育」の確立が提唱されています。

そのような中、本委員会では、<sup>※</sup>情緒障害等のある子どもの学ぶ権利及びその保護者が持つ権利を保障するため、本区の現状を踏まえた子育て・教育環境のあるべき姿の実現を目指して、先進自治体への行政調査、有識者を招いての研修、発達障害のある子どもを持つ親の会との意見交換を実施するなど、積極的な調査・検討を重ね、この度、本書のとおり情緒障害児等支援対策に関する提言書を取りまとめるに至りました。

区においては、本提言書の内容を真摯に受け止め、情緒障害等のある子どもの育ちを支援する仕組みづくりについて、調査し検討されることを切に望みます。

令和6年4月26日

放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員会

※本書において、「情緒障害等」とは、自閉症のほか、選択制かん黙や神経性習癖などを含む情緒障害を指すものとします。

---

## 1 特別支援学級に関すること

---

健やかで十分な学びの機会を確保し、それぞれの障害に応じた選択肢のある教育環境を用意することにより、子どもの学ぶ権利を保障するとともに、その保護者が、仕事と家庭、療育と教育を両立できる社会を実現する必要がある。

### 提言1 特別支援学級の全校設置について

- (1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の全校設置に向けて、まずは地域差が生じないように複数の学校でモデル実施を行うこと。
- (2) 全校に特別支援学級（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害）を設置することについて検討すること。

### 提言2 特別支援学級の全校設置が実現するまでの移動支援について

- (1) 情緒障害等のある子どもの登下校のため、他自治体の事例を参考に、スクールバスの運行等、移動支援に取り組むこと。また、障害者移動支援事業を利用する場合は、その負担額に配慮するよう検討すること。
- (2) スクールバス等を運行する際は、障害者手帳がなくても利用できるようにするなど、利用しやすい条件を設定するとともに、

子どもの精神的な負担とならないよう、運転手や介助員の固定的な配置を行うこと。

### **提言 3 特別支援教育に関する体制強化について**

- (1) 全ての教員に対して特別支援教育に関する研修を実施するとともに、特別支援学級と通常学級の教員の意見交換の場を設けることにより、教員間の知識及び情報のばらつきを解消すること。
- (2) 特別支援教育コーディネーター及び臨床心理士の適切な配置・活用により、実効性のある体制づくりに努めること。
- (3) 情緒障害等のある子どもの能力に応じて適切な成績評定を行うため、学校間で取扱いが異なることがないようにすること。  
また、学校は、その成績評定について説明責任を果たすよう努めること。

### **提言 4 特別支援学級と通常学級の交流機会の確保について**

- (1) 子どもたちが多様性を理解し、お互いを尊重することができるように、特別支援学級と通常学級との交流や、共同の時間の確保・充実に努めること。
- (2) 情緒障害等のある子どもが充実した学校生活を送ることがで

きるように、部活動への参加支援に努めること。

(3) 支援員の配置については、東京都の動向にも十分注視し、その充実に努めること。

---

## 2 支援体制に関すること

---

情緒障害等のある子どもとその保護者の孤立感を解消するため、胎児期から成人に至るまでの一貫した伴走支援が求められている。これを実現するため、人員の確保やDX化を含め、きめ細かな配慮をすることができるシステムを構築していく必要がある。

### 提言1 一貫した支援体制の構築について

- (1) 胎児期から成人に至るまで、それぞれの支援状況に関する情報を取りまとめて一元的に管理することができるシステムを構築すること。
- (2) 健診等、適切な時期に必要な支援を行うことができるように、客観的で一貫性のある基準を設けること。
- (3) どのライフステージにおいても総合的に対応することができる相談窓口を設置し、必要な支援を行うことができる適切な機関への案内を実施するなど、シームレスな支援に努めること。
- (4) 支援を行う中で生じた課題等について、随時改善を図ることができるよう、様々な機関と連携した支援体制を構築すること。

### 提言2 未就学の子ども及びその保護者に対する支援について

- (1) 障害の早期発見、早期対応の重要性に鑑み、妊産婦に対して、

障害に関する啓発、情報提供等を行うこと。また、親子健康手帳への障害に関する理解促進に資する記述の掲載について検討すること。

(2) 乳幼児健康診査において要検査と診断された子どもの保護者に対して、成人に至るまでの支援の内容を示したロードマップを示すなど、必要な情報提供を行うこと。

(3) 必要な療育を受けられる保育園及び幼稚園の設置を検討すること。

### **提言3 小学校、中学校への移行について**

(1) 保育園・幼稚園から小学校、中学校へ移行する際、それぞれに合った支援を継続して行うために、現在の体制を保護者の視点に立って十分に見直し、情報共有に努めること。

(2) 保育園又は学校（幼稚園を含む。）においては、情緒障害等のある子ども及びその保護者と共に、早期に就学先の選定に係る検討を開始すること。

(3) 子どもの状況に合わせた支援を適時・適切に行うため、学校で実施するWISC検査（心理検査員による検査）に係る期間の短縮を図ること。

#### **提言4 放課後に関する支援について**

- (1) 学習障害（LD）のある子どもについて、学童保育における宿題支援を強化するため、必要な体制を整えること。
- (2) 情緒障害等のある子どものための学童保育の枠を拡大すること。
- (3) 情緒障害等のある子どもの放課後支援の一つとして、放課後等デイサービスを有効に活用できる方策を検討すること。

#### **提言5 障害のある子どもを持つ保護者に対する支援について**

- (1) 同じ悩みを持つ保護者が集まれる場所を提供するなど、ピアサポート（障害や病気の経験のある人が、障害のある人を支援する活動）の充実を図ること。
- (2) 東京都ペアレントメンター派遣事業を積極的に活用し、保護者に対する寄り添い支援に努めること。
- (3) 子育て支援総合センター、新保健センター、児童発達支援センター等との連携を密に図り、相談支援体制の強化を図ること。

---

### 3 情報提供に関すること

---

伴走支援とライフステージに合わせた情報提供を一体的に行うために、現行の情報提供の在り方を見直し、情緒障害等のある子ども及びその保護者の立場に立った、分かりやすい情報提供を行っていく必要がある。

#### 提言1 情報提供の在り方について

- (1) 情緒障害等のある子どもを持つ保護者が、必要な情報を適切かつ確実に入手できるような情報提供の在り方について検討すること。
- (2) 情緒障害等のある子ども及びその保護者が、次のライフステージを見据えた選択を自らできるように、適時、区が実施する支援の内容を分かりやすく明示すること。
- (3) 情緒障害等のある、若しくはその疑いのある子どもを持つ保護者が必要な情報を容易に取得することができるように、情緒障害等に特化したコンテンツを作成し、区公式HPに掲載すること。
- (4) 情緒障害等のある子どもの進学に関して、リーフレット、ホームページ等にできる限り情報を掲載するなど、丁寧かつ適切な情報提供に努めること。

(5) 入学後のギャップを解消するため、入学前の各学校における支援体制（保護者の付き添いの必要性等）に係る情報提供を徹底すること。

---

## 4 情緒障害等に由来する不登校に関すること

---

現状の教育体制とのミスマッチ、又は情緒障害等の影響により学校に通えなくなってしまう子どもが増えている状況に鑑み、不登校児童の居場所づくり、教育機会の確保に注力するとともに、その要因を分析していく必要がある。

### 提言 1 不登校児童等に対する支援について

- (1) 他自治体の事例（江戸川区のエンカレッジルーム等）を参考に、不登校傾向にある子ども、又は情緒障害等の影響により一時的に不安定になってしまった子どものための居場所として、専用の教室を確保すること。
- (2) 不登校児童のために、その子どもの最善の利益につながる方法を様々な角度から検討し、選択肢を多く提示すること。
- (3) 不登校について、既存の相談窓口の機能強化を図るとともに、臨床心理士、児童相談所のケースワーカー、精神科医などの専門家との連携を強化すること。
- (4) 不登校児童の学習及びコミュニケーションの機会を確保するため、ICTを効果的に活用し、保護者と連携したサポート体制を構築すること。
- (5) 情緒障害等の特性に応じた学習支援アプリの導入及びその活

用について検討すること。

- (6) フリースクール等に関する出席の取扱いについて、保護者に対して十分な説明と情報提供に努めること。

---

## 5 啓発に関すること

---

情緒障害等のある子どももない子どもも、互いに尊重しながら社会の一員として自立していくためには、社会全体の理解が不可欠である。また、当事者及びその家族を孤立させない、地域全体でつながる支援の実現に向けて、これまで以上の啓発に努めていく必要がある。

### 提言1 社会に向けた啓発の強化について

- (1) 情緒障害等に対する理解の促進及び支援体制の強化を目指して、啓発イベント等を開催すること。また、SNS等の活用も含め、様々な機会を通じて積極的な啓発活動を行うこと。
- (2) インクルーシブ教育についての理解の促進及び情緒障害等に由来した不登校児童が増えていることについて、イベント等の機会を捉え、問題提起及び啓発を行うこと。